

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第86号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年5月12日 14時35分ごろ	
発生場所	福岡県苅田港東防波堤灯台から201° 1,350m付近 (概位 北緯33° 47.2′ 東経131° 00.5′)	
事故等調査の経過	平成21年6月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 貨物船 第十八^{しょうよう}正洋丸、499トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 134651、坂本海運株式会社</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、五級海技士（航海）</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船首部船底ペイント剥離</p>	
事故等の経過	本船は、4人が乗り組み、水砕約1,550トンを積載し、船首約3.4m、船尾約4.8mの喫水で、苅田港の麻生セメント第一棧橋に向け、同港神ノ島東側の水路を約4ノットの速力で航行中、平成21年5月12日14時35分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風速 約2～3m/s</p> <p>海象：潮汐 下げ潮中央期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、入港作業中、水路の調査を適切に行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、水路を航行する際、変針予定場所付近に他船がいたことから変針予定場所より手前で変針した可能性があると考えられる。</p> <p>撤去中の防波堤跡南端に灯浮標が設置されていたが、同灯浮標が移動されていたので、船長は、事故発生場所付近には十分な水深が確保されているものと判断していた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が苅田港に入港作業中、水路の調査を適切に行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	